

神奈川県民の在宅勤務可能性を探る

～神奈川県内で在宅勤務可能な就業者の割合は「東高西低」～

2020年11月19日 調査部 遠藤裕基、江川湧

TEL 045-225-2375

E-mail: y-endo@yokohama-ri.co.jp

【要約】

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染拡大防止のために多くの企業で在宅勤務の導入が進んだ。本稿では、小寺（2020）に基づき、神奈川県及び県内各地域においてどの程度の就業者が在宅勤務可能（実際に在宅勤務をしたのかではなく、仕事の特性などから考えて実施しようと思えば在宅勤務が可能）であるのかを検証した。

神奈川県では、全就業者の3割程度が在宅勤務可能であり、この値は全都道府県中2番目の高さとなっている。ただ、県内の市町村別に在宅勤務可能割合（全就業者に占める在宅勤務可能な就業者の割合）をみると、横浜市や川崎市など東部で高い一方、西部では低く、県内の在宅勤務可能割合は「東高西低」となっていることが確認された。ただ、市町村よりも細かい町丁目単位では、在宅勤務可能割合が高い横浜市や川崎市であっても、その内側には、同割合の高い地域と低い地域が存在している。すなわち、在宅勤務可能割合が高かったのは、東京都へのアクセスの良い地域で、かつ駅に近い地域である。また、大学などの研究機関の近隣地域でも在宅勤務可能割合が高くなっている。

内閣府「V-RESAS」を用いて、神奈川県内の職種別求人情報数データ（株式会社ゴースト作成）をみると、在宅勤務可能性が低いとみられる職種ほど求人数の落ち込みが大きく、こうした職種の労働需要は極めて弱いことが分かる。この点から、コロナ禍では、在宅勤務可能性が低い就業者ほど高い失業リスクに晒されている可能性がある。こうした結果も併せて考えると、新型コロナが再び猛威を振るえば、県東部に比べて県西部の方が雇用情勢の悪化傾向が強くなる恐れがあり、東部と西部で景気の悪化度合いや持ち直しペースに差が出る可能性がある点には注意が必要である。

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）への対応でわが国の働き方にも変化が現れている。その1つが在宅勤務の拡大である。労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」（2020年8月26日公表、民間企業で働く被雇用者（以下、単に雇用者）などが対象）では、4月から7月にかけての在宅勤務・テレワークの実施日数の変化が調査されている。これをみると、新型コロナ前の通常月では、「（在宅勤務・テレワークを）行っていない」が全体の7割強を占め、最も多い回答となっていたが、緊急事態宣言発出後の4月の第2週では、「（週に）5日以上」が29.4%で最も多くなり、「行っていない」の割合は25%程度まで低下した（図表1）。さらに、5月第2週になると「行っていない」の割合は5.7%まで低下しており、当該週内に在宅勤務・

テレワークをまったく行っていない者はごく少数となったことが分かる。ただ、緊急事態宣言解除後を見ると、「行っていない」の回答割合は6月の第4週時点で43.4%、7月の最終週で51.2%と5月から上昇し、半分程度の雇用者が7月末には、週のうち1日も在宅勤務・テレワークを行わなかったとの結果が示されている。

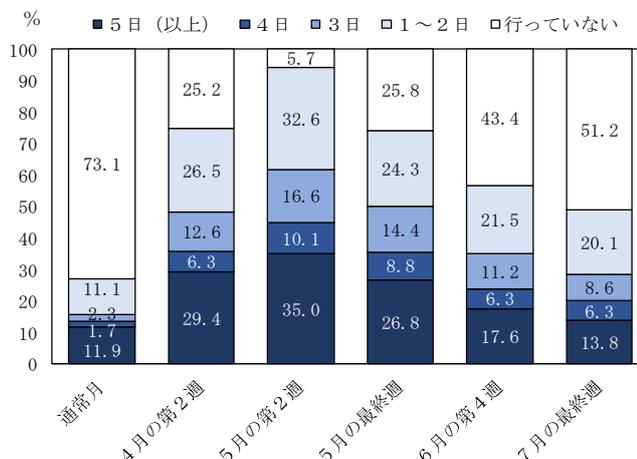
4月から5月にかけての在宅勤務の拡大は、東京都への通勤者が多い神奈川県の実業活動に大きな影響を与えたと推察される。こうした変化が県内地域ごとの雇用情勢などにどのような影響を及ぼすのかを考える上で、県内地域ごとの在宅勤務可能割合（全就業者に占める在宅勤務可能な就業者の割合）を知ることは重要である。

在宅勤務が可能な就業者は、新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言下でも、仕事を継続できた可能性が高く、相対的に失業のリスクが低かったと推察される。地域別の在宅勤務可能割合が分かれば、地域ごとの雇用の悪化度合いを類推することができる。本稿では、小寺（2020）で用いられた、国勢調査職業分類別の在宅勤務可能性（実際に在宅勤務をしたのかではなく、仕事の特性などから考えて実施しようと思えば在宅勤務ができる）を基に神奈川県各市町村別、町丁目単位の小地域別の在宅勤務可能割合を試算する。

2. 神奈川県の在宅勤務可能割合について （試算方法）

小寺（2020）は、Dingel and Neiman（2020）が算出した米国における職業別の在宅勤務可能性をわが国の職業分類（具体的には、総務省「国勢調査」の職業分類小分類）に対応させることで、日本の職業別の在宅勤務可能性を算出した。また、この数値に「日本版0-NET」を用いて補正をかけることで、より日本の実態に近い在宅勤務可能性を試算している。本稿では、この補正済みの数値を調整済みDN値と呼ぶことにする。今回、この調整済みDN値を神奈川県各市町村・小地域に適用することで、県内各地域における在宅勤務可能な就業者の割合を算出した。ただ、国勢調査では職業小分類別の人口は都道府県・政令指定都市単位までしか公開されていない。そこで、まず職業小分類ごとの調整済みDN値を単純平均により職業

図表1 「在宅勤務・テレワーク」の実施日数の変化



出所：労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」（2020年8月26日公表）

図表2 職業大分類ごとの在宅勤務可能性

国勢調査職業分類（大分類）	在宅勤務可能性 （調整済みDN値）
A 管理的職業従事者	0.868
B 専門的・技術的職業従事者	0.496
C 事務従事者	0.490
D 販売従事者	0.593
E サービス職業従事者	0.073
F 保安職業従事者	0.007
G 農林漁業従事者	0.005
H 生産工程従事者	0.029
I 輸送・機械運転従事者	0.000
J 建設・採掘従事者	0.015
K 運搬・清掃・包装等従事者	0.000

出所：総務省「国勢調査」、小寺（2020）より浜銀総研作成

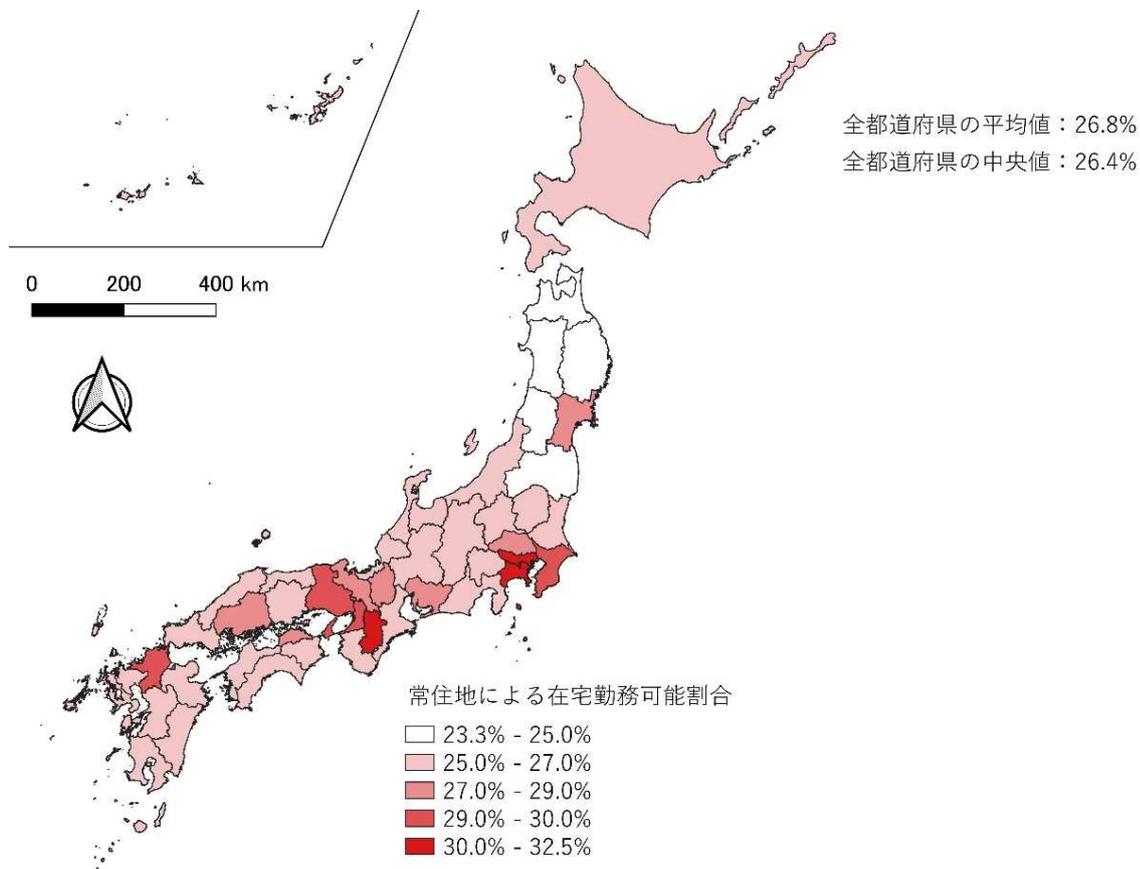
大分類単位に統合することで、職業大分類別の在宅勤務可能性を算出した¹。この職業大分類ごとの在宅勤務可能性を、市町村別・小地域ごとの職業別就業者数に乘じ、それを就業者総数で割ることで各地域の在宅勤務可能割合（全就業者に占める在宅勤務可能な就業者の割合）を算出した²。

なお、職業大分類ごとの調整済みDN値をみると、いわゆるオフィスワーカーに該当する職業分類で在宅勤務可能性が高くなっている一方、対面接触を伴う業務や機器の操作を伴う業務、屋外での作業を伴う業務では在宅勤務可能性はほぼ0となっている（図表2）。

（分析結果①：神奈川県内の在宅勤務可能割合は「東高西低」）

まず、都道府県別の在宅勤務可能割合（全就業者に占める在宅勤務可能な就業者の割合）をみると、神奈川県は31.8%と東京都（32.5%）に次いで全国で2番目に在宅勤務可能な就業者の割合が高く

図表3 都道府県別の在宅勤務可能割合



注：常住人口（夜間人口）の職業別就業者数より算出。

出所：総務省「国勢調査」、小寺（2020）より浜銀総研作成

¹ このように職業小分類ごとの調整済みDN値を単純平均により職業大分類単位に統合してしまっているため、例えば、職業大分類の「B 専門的・技術的職業従事者」には、在宅勤務可能性が100%とされる「ソフトウェア作成者」などが含まれる一方、在宅勤務可能性が0%とされる「歯科医師」なども含まれており、粗い試算となっている点に注意が必要である。

² 地域ごとの在宅勤務可能割合の算出式は以下の通りである。

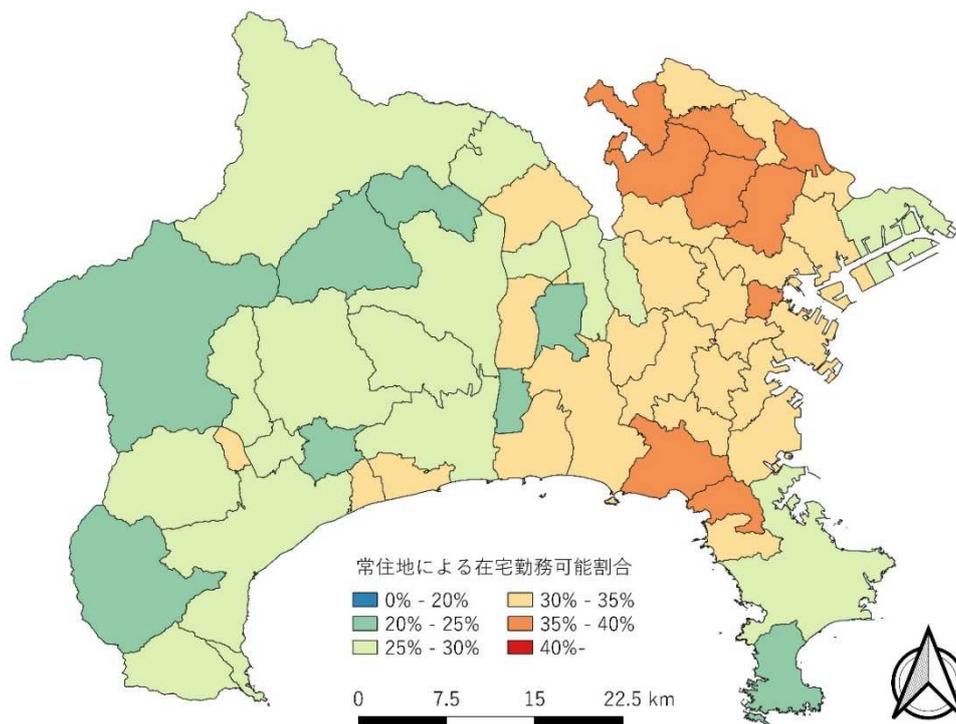
$$\text{各地域の在宅勤務可能割合} = \frac{\sum(\text{各職業大分類の就業者} \times \text{各職業大分類の調整済みDN値})}{\text{就業者総数}}$$

なっている³。全国的にみると、東京都を中心とする1都3県や大阪府を中心とする近畿圏のほか、宮城県、広島県、福岡県などで相対的に在宅勤務可能な就業者の割合が高くなっている（図表3）。

次に、神奈川県内の市区町村別に算出した在宅勤務可能割合をみると、相模川を境に「東高西低」となっていることが分かる⁴（図表4）。これは、県の東部ほど在宅勤務可能性の高いオフィスワーカーの職場がある地域（東京23区など）にアクセスが良いためである。この点を確認するため在宅勤務可能な就業者の県間移動について分析を行った。具体的には、国勢調査を用いて「従業地人口（昼間人口）による在宅勤務可能割合」と「常住地人口（夜間人口）による在宅勤務可能割合」をそれぞれ算出し、その大小関係を確認した。それによると、埼玉県、千葉県、神奈川県の3県は、夜間人口の在宅勤務可能割合が昼間人口のそれを上回っている一方、東京都は昼間人口の在宅勤務可能割合の方が高い。つまり、3県における在宅勤務可能な就業者は日々の通勤において東京都へと流出していることが分かる。全国的にみると、このような傾向を示しているのは東京圏と大阪圏（奈良、兵庫両県から大阪府へ流出）のみである。

さらに、国勢調査のデータから市町村ごとの通勤流動を流線図に表したものをみると、常住地（夜間人口）ベースでの在宅勤務可能割合が高い県東部では就業者の20%以上が東京都へと通勤していることが分かる（図表5）。またその結果、従業地（昼間人口）ベースでみた県東部の在宅勤務可能割合は、常住地（夜間人口）ベースでみたそれよりも低くなっている。

図表4 神奈川県内の市区町村別在宅勤務可能割合



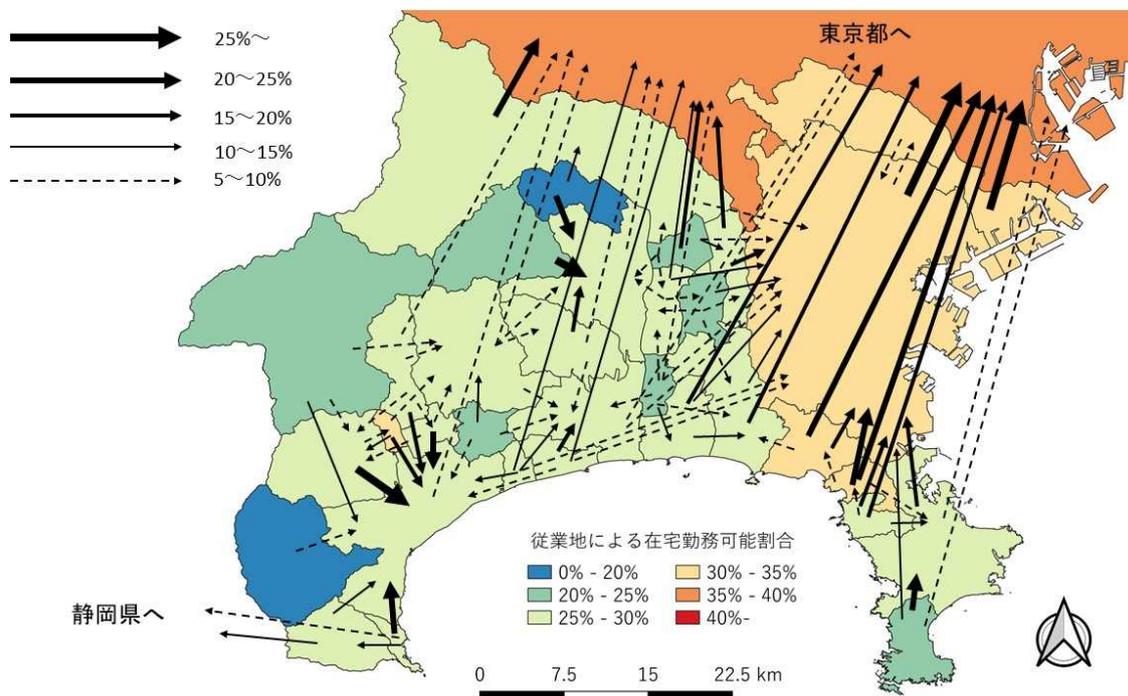
注：常住人口（夜間人口）の職業別就業者数より算出。

出所：総務省「国勢調査」、小寺（2020）より浜銀総研作成

³ 小寺（2020）と本稿の数値が異なるのは分類不能の職業の扱いが違うためである。本稿では、分類不能の職業を在宅勤務可能性0%として、就業者に含めて計算をしており、結果的に本稿の在宅勤務可能割合は過小推計となっている可能性がある点には注意を要する。ただ、分類不能の職業を除いたとしても、本稿の結論に変更はない。

⁴ 本稿の最終ページに神奈川県内市区町村別の在宅勤務可能割合を参考表として掲載している。

図表5 従業地による在宅勤務可能割合と市町村別通勤流動



注1：従業地人口（昼間人口）の職業別就業者数より算出。

注2：通勤流動に関しては人口の5%以上の流動を図示。

注3：政令指定都市3市は市全体の在宅勤務可能割合で図示。

出所：総務省「国勢調査」、小寺（2020）より浜銀総研作成

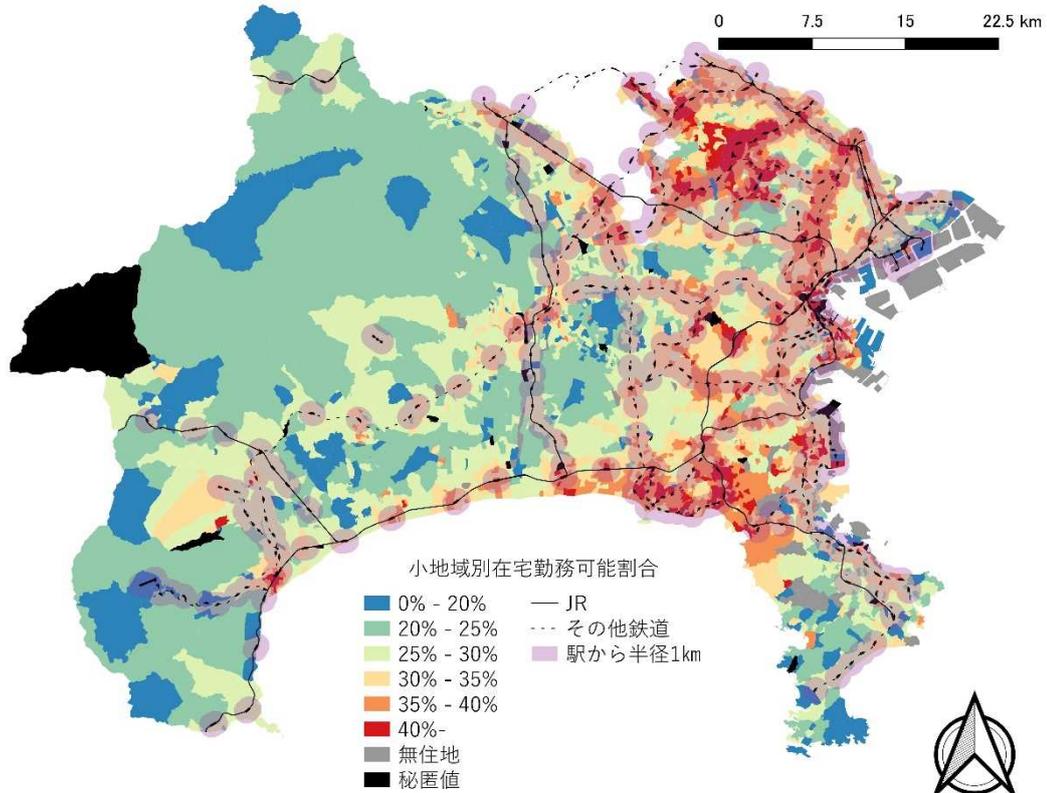
神奈川県中部から西部にかけては東部と比べて工場が多く立地しており、その周辺には生産工程従事者などが多く居住していることから、在宅勤務可能割合が低くなっている。また、県西部には観光業を主幹産業とする湯河原町・箱根町、三浦半島には農林水産業を基幹産業とする三浦市もあるが、同様にテレワークの実施が難しい職業であり、在宅勤務可能割合が低く試算されている。

（分析結果②）：駅から半径1km以内の地域で高い在宅勤務可能割合

さらに、市町村より細かい町丁目単位の小地域別に在宅勤務可能割合（全就業者に占める在宅勤務可能な就業者の割合、常住地ベース）を算出してみると、より特徴的な姿がみえてくる。例えば、在宅勤務可能割合の高い横浜市や川崎市であっても、小地域単位で見ると、同割合が神奈川県の平均以下となっている地域が存在する。逆に、在宅勤務可能割合が低くなっている県中部から西部であっても、局所的に在宅勤務可能割合が高くなっている地域も存在する。

この理由の1つとして、まず考えられるのは、その地域が東京都への通勤において交通利便性の良い地域かどうかという点である。前述の通り、神奈川県は特に東部で在宅勤務可能割合が高く、かつ東京都への通勤者が多い。東京都への通勤は、その大半が鉄道によって行われると考えられる。通勤に鉄道を利用する就業者は、できる限り駅に近い土地を居住地として選好するであろう。鉄道へのアクセスが良い土地は相対的に地価が高く、そこに居住することができる就業者は所得水準も高いと考えられ、その多くがオフィスワーカーとして勤務していると考えられる。実際に、鉄道路線と駅から半径1kmを示す円を重ね合わせると、在宅勤務可能割合の高い地域は概ね駅から半径1km以内に収

図表6 神奈川県内の小地域別の在宅勤務可能割合



注1：常住人口（夜間人口）の職業別就業者より算出。

注2：鉄道駅データは2015年時点。新幹線については捨象している。

出所：総務省「国勢調査」、小寺（2020）、国土交通省「国土数値情報（鉄道データ、https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N02-v2_3.html）」より浜銀総研作成

まっていることが分かる（図表6）。在宅勤務可能割合の高い川崎市や横浜市であっても、鉄道駅から離れた地域では在宅勤務可能割合が低下する傾向が明確に読み取れる。逆に、県中部から西部にかけての地域では、駅周辺の地域は周辺と比べて比較的在宅勤務可能割合が高くなっている。

また、地域ごとの在宅勤務可能割合の違いについては、大学などの研究機関や企業のR&D施設の立地も影響していると考えられる。図表6をみると、鉄道駅から離れている地域で在宅勤務可能割合が高い地域がいくつか存在するが、この周辺には、研究機関やR&D施設など、専門的な能力が求められる就業者が多いと考えられる施設がある場合がある。

3. 在宅勤務可能割合と地域の雇用情勢

ここでは在宅勤務割合と神奈川の雇用について検討する。まず、内閣府「V-RESAS」⁵を用いて、株

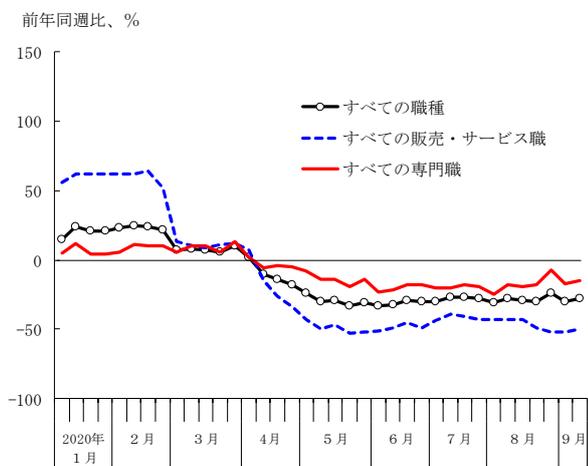
⁵ V-RESASは、新型コロナが地域経済に与える影響を適時適切に把握することで、観光関連施設や生活基盤等の地域資源を維持し、感染症拡大の収束後に地域経済を再活性化させていくための施策の立案、遂行及び改善をするために活用されることを目的として内閣府地方創生推進室と内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から提供されているデータベースである。詳しくはV-RESASのwebページ（<https://v-resas.go.jp/>）を参照されたい。

式会社ゴーストが提供している神奈川県内の職種別の求人情報数データ⁶をみていくことにする。同データの神奈川県の求人情報数（すべての職種）は、緊急事態宣言発出（4月7日）以降、前年同週比でマイナス圏に転じ、9月中旬時点でも前年を3割程度下回る水準となっている（図表7）。このデータは、①すべての販売・サービス職⁷、②すべての専門職⁸、③その他の職種⁹の3つのカテゴリに分けられ、そのうち①と②については求人情報数が公表されている。これをみると、すべての専門職に比べてすべての販売・サービス職の求人数が大きく落ち込んでいることが分かる。

また、別途公表されている詳細な職種別の求人情報数をみると、アミューズメントや飲食/フード、製造/工場/化学/食品の落ち込みが目立つ一方、IT系専門職やクリエイティブ（web系）の減少率は小幅となっており、8月下旬以降は前年同週比でプラス圏に戻りつつある（図表8）。アミューズメントや飲食/フード、製造/工場/化学/食品で募集されている職種は、図表2で示したサービス職業従事者や生産工程従事者など、在宅勤務可能性の低い職種である。こうした就業者が多い企業では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出で一時的に事業を休止せざるを得ず、売上が急減したとみられる。このため、採用意欲も大幅に減退し、求人情報数が急減したと考えられる。この点から、在宅勤務可能性が低い職種に就く就業者ほど高い失業リスクに晒されている可能性がある。

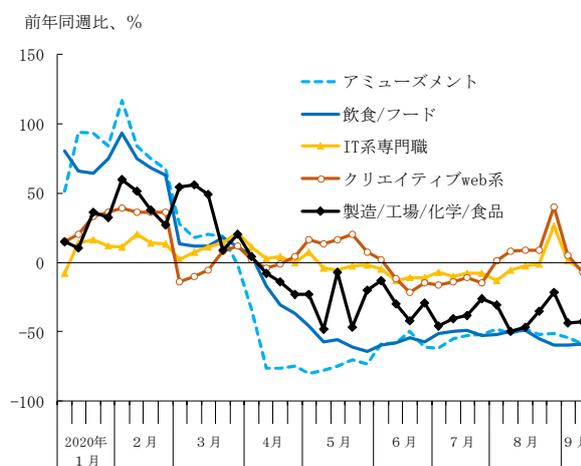
こうした結果と地域別の在宅勤務可能割合（全就業者に占める在宅勤務可能な就業者の割合）を併せて考えると、今後、新型コロナウイルスが再び猛威を振るえば、県東部に比べて県西部の方が雇用情勢の悪化傾向が強くなる恐れがあり、東部と西部で景気の悪化度合いや持ち直しペースに差が出る可能性がある点には注意が必要である。

図表7 神奈川県の求人情報数（週次）



出所：内閣府、株式会社ゴースト

図表8 職種ごとの求人情報数（神奈川、週次）



出所：内閣府、株式会社ゴースト

⁶ V-RESASの雇用のデータは、株式会社ゴーストが提供する求人データである。株式会社ゴーストは、ハローワークや民間企業運営の求人サイトに掲載されている求人データを毎週取得している。同データの特性などについては、V-RESASの解説コラム「「雇用」からわかること」を参照されたい。

⁷ 中身は、映像/イベント/芸能、飲食/フード、販売/接客/サービス、ファッション/インテリア、美容/エステ/ネイル、宿泊/ブライダル、アミューズメント、ナイトワークである。なお、ナイトワークとは、キャバクラなど風俗店の業務についての求人である。

⁸ 中身は、IT系専門職、クリエイティブ（web除く）、クリエイティブ（web系）、エンジニア（IT除く）、医療/医薬/福祉、専門職、教育/語学/スポーツである。

⁹ 中身は、営業/事務/管理、公務員/団体職員、建設/土木/エネルギー、製造/工場/化学/食品、農林水産関連、物流/警備/調査である。

〈参考文献〉

小寺信也（2020）「在宅勤務はどこまで進むか～在宅勤務可能な労働者は3割程度～」，みずほ総合研究所『みずほインサイト』，2020年5月22日

Dingel and Neiman（2020）“How many jobs can be done at home?”，Becker Friedman Institute White Paper, April 2020

参考表 神奈川県内の市区町村別在宅勤務可能割合

（％）

神奈川県	31.8	横須賀市	26.9
横浜市	33.7	平塚市	27.7
鶴見区	31.2	鎌倉市	36.8
神奈川区	33.7	藤沢市	32.4
西区	36.1	小田原市	28.3
中区	34.5	茅ヶ崎市	31.9
南区	31.2	逗子市	36.2
保土ヶ谷区	32.7	三浦市	23.5
磯子区	32.0	秦野市	27.5
金沢区	33.2	厚木市	27.6
港北区	36.6	大和市	29.9
戸塚区	33.7	伊勢原市	28.3
港南区	33.5	海老名市	30.2
旭区	31.1	座間市	28.4
緑区	32.5	南足柄市	28.7
瀬谷区	29.1	綾瀬市	24.3
栄区	33.1	葉山町	34.4
泉区	32.0	寒川町	24.2
青葉区	39.2	大磯町	32.3
都筑区	36.6	二宮町	31.5
川崎市	34.1	中井町	22.4
川崎区	28.0	大井町	26.1
幸区	32.9	松田町	26.4
中原区	36.9	山北町	24.6
高津区	33.9	開成町	30.1
多摩区	33.7	箱根町	20.0
宮前区	35.4	真鶴町	26.1
麻生区	37.2	湯河原町	26.1
相模原市	29.2	愛川町	20.1
緑区	27.4	清川村	22.9
中央区	27.8		
南区	31.7		

注：常住人口（夜間人口）の職業別就業者数より算出。

出所：総務省「国勢調査」、小寺（2020）より浜銀総研作成

本レポートの目的は情報の提供であり、売買の勧誘ではありません。本レポートに記載されている情報は、浜銀総合研究所・調査部が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。